労働者災害補償保険法

第3日目 労働者災害補償保険法の施行規則から「業務上の疾病」......1

第3日目 労働者災害補償保険法の施行規則から「業務上の疾病」

第3日目は、労働者災害補償保険法の施行規則から「業務上の疾病」に関する内容です。 少し細かい内容ですが、平成20年の前半は、毎年出題された個所です。合わせて、選択式 も平成18年、20年と出題されています。

それでは内容に進みます。

業務上の疾病に関しては、具体的にその業務起因性を立証することが困難な場合が多いので、 あらかじめ労働基準法施行規則別表1の2に規定されています。

■労働基準法施行規則別表1の2

- ① 業務上の負傷に起因する疾病
- ② 物理的因子による疾病
- ③ 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病
- ④ 化学物質等による疾病
- ⑤ 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症等
- ⑥ 細菌、ウイルス等の病原体による疾病
- ⑦ がん原発物質もしくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病
- 8 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等著しく増悪させる業務による脳血管、くも膜下出血、脳梗塞、心筋梗塞、狭心症、心停止等… [過労死]
- 夕 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神又は行動の障害又はこれに付随する疾病… [精神障害]
- ⑩ 前項に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病
- ① その他業務に起因することの明らかな疾病

①~⑩までは、具体的に疾病名が列挙。具体的に疾病の原因や種類に該当しなくても⑪に該当すれば保険給付の対象

上記の内容をキーワードのみ抜き出します。

【労働基準法施行規則別表1の2(業務上の疾病)概略…第1号~第11号 概略】

- 第1号…業務上の負傷に起因する疾病
- 第2号…物理的因子
- 第3号…負担のかかる作業態様
- 第4号…化学物質等
- 第5号…紛じんによるじん肺症等
- 第6号…細菌、ウイルス等の病原体
- 第7号…がん原発物質
- 第8号…長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等(脳血管等)
- 第9号…精神疾病
- 第10号…厚生労働大臣の指定する疾病
- 第11号…その他業務に起因することの明らかな疾病

特に、第8号は、過労死に係る項目で、第9号は、メンタルヘルスに関する項目になります。

■次に「疾病の範囲」ですが、業務上の場合と通勤の場合の根拠となる法律も異なるので、 条文名及び条文の番号も覚えてください。

業務上の事由による疾病の範囲

Ţ

労働基準法施行規則 別表第1の2 通勤による疾病の範囲

V

労働者災害補償保険法 施行規則第 18 条の 4

■ <mark>労働者災害補償保険法</mark>は、 労働基準法の業務上の災害補償を具体化した法律で、通勤に関する補償は当初から労働基準法にないため、 <u>通勤による疾病の範囲は、 労働者災害補償保険</u>法施行規則での規定になります。

■平成 18 年 選択式

労働者災害補償保険法による保険給付の事由となる業務災害及び通勤災害のうち業務上の疾病の範囲は、【 A 】で、通勤災害のうち通勤による疾病の範囲は、【 B 】で定められている。業務上の疾病として【 A 】の別表第 1 の 2 に掲げられている疾病のうち同表第 11 号に掲げられている疾病は、その他【 C 】である。通勤による疾病として【 B 】に定められている疾病は、【 D 】に起因する疾病その他【 E 】である。

A: 労働基準法施行規則 B: 労働者災害補償保険法施行規則 C: 業務に起因することの明らかな疾病 D: 通勤による負傷

E: 通勤に起因することの明らかな疾病

■平成 24 年 選択式

業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいい、このうち疾病については、労働基準法施行規則別表第1の2に掲げられている。同表第11号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」については、業務災害と扱われるが、このためには、業務と疾病との間に【 A 】がなければならない。例えば、過労死等に関し、平成13年12月には、【 B 】の【 C 】について、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あてに通達されている。また、精神障害等に関しては、平成11年9月に、【 D 】による精神障害等に係る業務上外の【 E 】について、労働省労働基準局長(現厚生労働省労働基準局長)から都道府県労働基準局長(現都道府県労働局長)あてに通達されている。

A:相当因果関係 B:脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)

C:認定基準 D:心理的負荷 E:判断指針

メールで掲載出来なかった個所です。

最後に「上肢」(じょうし)とは、肩関節・肘関節・手関節までの3大関節及び手指の部分

